

大雨被害による被災者支援を行います

3月9日の大雨による被災者の方に対し、さまざまな支援を行います。
被災による各種の手続きは、各担当課で行いますので、まずはご相談ください。

支援策	支援内容	相談窓口	申請方法など
罹災証明の発行	保険金や災害見舞金などの請求に必要な罹災証明書を発行します。	総務課 防災情報係 ☎482-2912	①印鑑 ②被害状況の分かる写真(提出可能な場合) ③手数料 1通 450円 ※町外に住民登録がある場合は、それを確認できる書類(免許証など)
災害見舞金の支給	住宅などに被害を受けた世帯、負傷された方に見舞金を支給します。	総務課 総務係 ☎482-2912	▶対象/ ・住宅や店舗などの被害(床上浸水)を受けた世帯。建物および居住者と所有者が異なる場合は、所有者に対しても支給します。 ・大きな負傷(10日以上入院治療)を受けた方 ※町に住民登録がない居住者の世帯や固定資産税が課税されていない建物は対象となりません。 ▶申請受付期間/4月20日(金)まで。
災害ごみ処理手数料の減免	大雨などの被害で被災された方の廃棄物について、美留和一般廃棄物処理場にて無料で受け入れます。	環境生活課 環境係 ☎482-2934	【受け入れ内容とお願い】 ・持ち込む際は、被災した旨、住所・氏名を申し出ください。 ・できるだけ燃えるものとその他に分けてください。 ・種類別の計量にご協力ください。 ・持ち込みできない方は、収集に伺いますので、ご連絡ください。 ・タイヤ・消火器・灯油などの危険性・毒性のあるものは受け入れできませんので、それぞれの販売店や専門業者に依頼してください。 ・浸水に起因しないごみは免除の対象となりません。
上下水道料金の減免	申請に基づく上下水道料金を減免します。	水道課 管理係 ☎482-2942	床上・床下浸水などに遭われた方で、その家屋の清掃もしくは、一時、間借りされた借家などの平常使用量を超えた部分について、申請に基づき、個別に調査し、上下水道の料金を減免します。
固定資産税の減免	固定資産税を減免します。	【固定資産税・住民税について】 税務課課税係 ☎482-2914 【所得税について】 釧路税務署 ☎015-31-5100	床上浸水となった住宅の所有者の方は、減免の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。
所得税・住民税の雑損控除	所得税・住民税の雑損控除が受けられます。		災害により住宅や家財などに被害を受けた場合に、確定申告を行うことで、所得税や住民税の控除を受けられる場合がありますので、災害に関して支出した領収書や保険などにより補てんされた金額がわかる書類は、念のため保管しておいてください。
後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料を減免します。		▶対象者/次の項目を全て満たす方 ①後期高齢者医療被保険者または世帯主の所有する住宅が床上浸水した場合(※床下浸水は対象外です) ②後期高齢者医療被保険者および世帯主が平成28年中の合計所得が1,000万円以下 ▶減免期間/3月~平成31年2月分の保険料 ▶提出書類/減免申請書、罹災証明書の写し
後期高齢者医療一部負担金の減免	後期高齢者医療一部負担金を減免します。	健康こども課 健康推進係 ☎482-2935	▶対象者/次の項目の①かつ②~④いずれかひとつを満たす方 ①後期高齢者医療被保険者または世帯主の所有する住宅が床上浸水した場合 ②世帯主が住民税減免 ③世帯主が住民税非課税 ④世帯収入の合計金額が生活保護世帯基準以下であり、かつ世帯の貯蓄金の合計金額が生活基準額の3カ月分に相当する額以下 ▶減免期間/申し出月から連続して3カ月以内 ▶提出書類/減免申請書、罹災証明書の写し ④の場合は収入などがわかるもの



①冠水した町道をボートを使い救助される町民
②朝日地区のアパート駐車場が冠水
③札友内の町水道施設などが冠水
④避難所となった公民館での避難者受け入れ準備
⑤釧路開発建設部、自衛隊と連携しながら災害対応

大雨による冠水 一部で床上浸水も

本町は、3月9日、前線を伴った低気圧の影響で、記録的な大雨に見舞われました。8日午後の降り始めからの降水量は119.9mmに達しました。

9日の午後には、朝日1・2丁目の152世帯、300人に対し避難勧告がだされ、避難所となった公民館には、最大で58人の方が避難し、うち8人が一夜を明かしました。

今回は、短期間に降った大雨と数日前の暖気の影響による融雪が重なり、大きな冠水被害が発生したものです。

町では、災害対策本部を設置し、釧路開発建設部、自衛隊、警察や消防と連携し対応にあたり、排水ポンプ車での排水作業や、救命ボートによる住民の救出などを行い、翌日には被害状況の確認を行いました。

この間の被害は、朝日1・2丁目の住宅の床上・下浸水被害をはじめ、町内の多くで浸水被害が発生、町内各地での通行止め、JRの運休など、皆さんの生活全般に被害がおよびました。

町といたしましては、被害に遭われた全ての方にお見舞い申し上げるとともに、災害見舞金などの支給を行うなど、さまざまな支援を行います。

住宅、店舗などに大きな被害を受けた方や、大きな怪我をされた方は、役場窓口にご相談ください。